

# XIII 水産業の部

## 解 説

この部では、「2018年漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業産出額」及び「水産物流通調査」結果から、漁業・養殖業の生産構造、漁業・養殖業の生産量及び海面漁業・養殖業産出額並びに水産加工に関する統計を収録した。

### 1 調査の概要

#### (1) 2018年漁業センサス

##### ア 海面漁業調査（漁業経営体調査）

###### (ア) 調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体にあつては農林水産大臣が必要と認めるもの。

###### (イ) 調査期日

平成30年11月1日現在

###### (ウ) 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する調査）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査（他計調査）の申出があつた場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

##### イ 内水面漁業調査（内水面漁業経営体調査）

###### (ア) 調査対象

次にあげる漁業経営体及び内水面組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合をいう。）を対象とする。

a 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体

b 内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

###### (イ) 調査期日

平成30年11月1日現在

###### (ウ) 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から申出があつた場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計調査）の方法をとった。

さらに、特別の事情があるときは、調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送、オンライン又は職員により調査票を回収する自計調査の方法も可能とした。

##### ウ 流通加工調査（冷凍・冷蔵、水産加工場調査）

###### (ア) 調査対象

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

###### (イ) 調査期日

平成31年1月1日現在

###### (ウ) 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

## (2) 海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）

### ア 調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項に基づく市町村指定（令和2年7月8日農林省告示第1280号）の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り海面漁業経営体を対象とした。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

### イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を実施した。

ただし、海面養殖業収獲統計調査に係るのり類及びかき類については、半年毎（1月1日から6月30日、7月1日から12月31日）に調査を実施した。

### ウ 調査方法

調査は、原則年1回（海面養殖業収獲統計調査におけるのり類及びかき類にあっては、原則年2回）とし、次に掲げる方法により行った。

#### (ア) 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施した。

a 調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査又はオンライン調査の方法

b 面接調査の方法

c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

#### (イ) 海面漁業経営体

水揚機関で把握できない海面漁業経営体については、次のいずれかの方法により調査を実施した。

a 統計調査員が調査対象に調査票を送付して行う自計調査の方法又は面接調査の方法

b 往復郵送調査又はオンライン調査の方法

(ウ) 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種別を営む海面漁業経営体については、(ア)又は(イ)の調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

## (3) 内水面漁業生産統計調査

### ア 調査対象

#### (ア) 内水面漁業漁獲統計調査

2018年漁業センサス内水面漁業経営体調査の調査結果に基づき、平成30年に漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50トン以上の河川・湖沼及び国の施策上調査が必要な河川・湖沼として農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼（113河川・21湖沼）を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象とした。

なお、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、(ウ)の対象とした。

#### (イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象とした。

なお、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、(ウ)の対象とした。

#### (ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

①琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、②琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で漁業又は養殖業を営む全ての漁業経営体及び養殖業経営体を対象とした。

なお、本調査結果については、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査結果の該当県（琵琶湖は滋賀県、霞ヶ浦及び北浦は茨城県）に含めて統計表章した。

### イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間

### ウ 調査方法

内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査は、調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、委託事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。

- (7) 調査対象者が自計調査を選択した場合
  - a 委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送、FAX又は統計調査員が回収する方法
  - b オンライン調査による方法
- (4) 調査対象者が他計調査を選択した場合  
民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法

#### (4) 海面漁業・養殖業産出額

##### ア 推計の対象

推計の対象は、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査の対象魚種に加え、捕鯨業によるくじら類である。ただし、この部に掲載した統計表には、捕鯨業によるくじら類を含まない。

##### イ 推計の期間

推計期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

##### ウ 集計・推計方法

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計した。

#### (5) 水産加工統計調査

##### ア 調査対象及び抽出方法

- (7) 調査の対象は、水産加工品を生産する陸上加工経営体である。

また、抽出方法は次のとおりである。

2018年漁業センサス結果に基づき、品目別に生産量の大きい方から順に都道府県を配列し、生産量の累積和が全国生産量の80%に達するまで都道府県（以下「主産県」という。）を抽出（令和2年調査から主産県調査に変更）。

- (4) 2018年漁業センサス結果で把握された全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体について、主産県ごとに品目別にその生産量の大きい方から順に品目別総生産量の80%に達するまでの陸上加工経営体を調査対象とした。

また、2018年漁業センサス以降に情報収集等により把握した新規の陸上加工経営体についても調査対象とした。

##### イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間（漁業センサス実施年を除く）

##### ウ 調査方法

次のいずれかの方法により実施した。

- (7) 統計調査員が調査対象経営体との面接による聞き取り又は関係書類の閲覧により調査票を記入する他計調査の方法。ただし、感染症の発生、まん延等に起因し、面接が困難な場合に、統計調査員又は地方農政局等の職員が電話等による聞き取りを行うことができるものとした。
- (4) 統計調査員が調査対象経営体に調査票を配布し、回収する自計調査の方法
- (4) 農林水産省が調査対象経営体に調査票を郵送で配布し、郵送又はオンライン（政府統計共同利用システム）で回収する自計調査の方法

## 2 統計値の計上方法

### (1) 2018年漁業センサス及び海面漁業生産量統計調査

この調査結果は、海面漁業経営体等の所在地に計上した。

### (2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査結果は、原則として漁業経営体が漁獲した河川及び湖沼ごとに計上した。

河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に採捕した地点を問わず当該漁業経営体が属する内水面漁業協同組合の所在都府県に計上した。

なお、当該漁業経営体が内水面漁業協同組合に属しない場合は、当該漁業経営体の所在する都府県に計上した。

(3) 内水面養殖業収獲統計調査

この調査結果は、養殖業経営体の事務所の所在地に計上した。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は養殖業経営体が収獲した3湖沼が所在する県に含めて計上した。

なお、(1)から(4)までの調査において、調査報告のなかった調査対象者の数値については、調査結果に計上していない。

3 定 義

漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。（以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多いものをいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、過去1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
陸上加工経営体	販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる事業所をいう。
常時従業者	以下の①～④のいずれかに該当する者をいう。 ① 個人事業主及び無給の家族従業者 ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ③ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者）

④ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。